

# 令和 7 年度第 4 回 京都地方最低賃金審議会

## 議事録

令和 7 年 9 月 12 日（金）

午前 9 時 30 分～午前 10 時 10 分

ハートピア京都 第 5 会議室

京 都 労 働 局  
京都地方最低賃金審議会

京都労働局

## 令和 7 年度 第 4 回 京都地方最低賃金審議会

令和 7 年 9 月 12 日（金）午前 9 時 30 分～10 時 10 分  
(京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都 第 5 会議室)

● 労側委員、■使側委員、○公益、事務局

### ○ 川部賃金室長

それでは、定刻になりましたので、第 4 回京都地方最低賃金審議会を開催します。

なお、9 月 3 日に予定しておりました第 4 回本審が、10 月 6 日に先送りとなりましたので、本日の本審が第 4 回に繰り上げとなりました。

開催前に、事務局から報告がございます。

本日の会議は公開とし、傍聴者の出席は 3 名となっております。

さらに、本日は会長がご欠席のため、会長代理に議事進行をお願いしたいと思っております。

事務局からは以上です。

では、櫻井会長代理のほうで、開会と進行をお願いいたします。

### ○ 櫻井会長代理

ただいまから、第 4 回京都地方最低賃金審議会を開会いたします。

はじめに、本日の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

### ○ 川部賃金室長

本日の出席状況について報告いたします。

公益代表委員 3 名、労働者代表委員 4 名、使用者代表委員 3 名、計 10 名の出席により、本審議会は有効に成立していることを報告いたします。

### ○ 櫻井会長代理

ご報告ありがとうございました。本審議会が成立していることが確認されました。

議事に入ります前に、議事録署名人を決めたいと思います。

双方、どなたかお願いできますでしょうか。

それでは、(労働者側は) 門野委員と (使用者側は) 沼田委員、よろしくお願ひいたします。

それでは早速、最初の議事ですが、さる8月27日に行ないました京都府最低賃金の改正答申につきまして、異議申出がありました。

その取扱いについて、事務局から説明してください。

○川部賃金室長

京都府最低賃金の改正につきましては、8月27日に答申をいただき、同日から9月11日までの間、最低賃金法第11条第1項により、答申の要旨と改正に對する異議申出の公示を行いました。

公示期間中、京都地方労働組合総評議会とユニオンネットワーク・京都の合計2件の異議申出書を受理しております。

異議申出があった場合には、最低賃金法第11条第3項により、その申出の内容について、最低賃金審議会に意見を求めなければならないと規定されており、本日、本審議会を開催し、審議をお願いすることになりました。

意見を求める諮問を受けた審議会は、その異議申出の内容について審議し、京都労働局長に答申することになります。

事務局からは以上となります。

○櫻井会長代理

はい、ありがとうございました。

それでは、局長から諮問をいただきたいと思います。

(局長から会長代理へ諮問文手交)

○川部賃金室長

局長のほうから、ひと言お願いします。

●角南労働局長

ただいま諮問文を手交させていただきましたが、その内容でございます。

第3回の本審議会にて答申をいただきました京都府最低賃金の改正に関しまして、異議の申出の公示を行ったところ、先ほどご説明しましたとおり、2件の異議申出書が提出されております。

これらの取り扱いにつきまして、貴審議会のご意見を賜りたく、諮問させていただいたということでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○川部賃金室長

それでは、お手元に配布している諮問文の写しをご覧いただけますでしょうか

か。事務局のほうで諮問文を読み上げさせていただきます。

京労発基 0912 第 1 号

令和 7 年 9 月 12 日

京都地方最低賃金審議会 会長 岩永 昌晃 殿

京都労働局長 角南 巍

令和 7 年度京都府最低賃金の改正決定に係る京都地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、京都地方労働組合総評議会及びユニオンネットワーク・京都から、別添のとおり、最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

以上です。

#### ○櫻井会長代理

ありがとうございました。

それでは、審議に入りますが、局長あてに提出されております異議申出の内容についても、事務局からご説明をお願いいたします。

#### ○川部賃金室長

それでは、異議申出書について、説明いたします。

最初は、京都地方労働組合総評議会から提出された異議申出です。資料の 2 ページから 3 ページをご覧ください。

概要の説明という形でさせていただきますのでご容赦願います。

冒頭にありますように、異議申出書ということで、その下から、2025 年 8 月 27 日に行った答申に関して異議申出を行うということで、以下、記載されております。

その後、「なお」以下の前文のところですが、「中央最低賃金審議会の目安答申を上回ったことは評価する。しかし労働者の生活改善には未だ不十分な額であり、更なる引上げを求める」ということが表明されています。

そして、「答申では」以下のところでは、8 月 27 日の答申に併記しました政府に対する各種要望事項にかかわって記載をいたしております、各要望に関して、評価と期待を表明すると記載されています。そして、最後のところでは、「その実現に向けて貴審議会が積極的な役割を發揮していただくことを心より期待する」と述べていただいています。

そして、異議の内容は二点。一つが、「現行 1,058 円を 64 円引上げし、1,122 円とする金額について異議を申し出る。最低賃金について、京都総評の最低生計費試算調査から 1,900 円以上、少なくとも直ちに時間額 1,500 円以上へ到達す

ることを求める」。

二点目、「11月21日発効について異議を申し出る。審議会にて再考し、地域別最低賃金決定後、直ちに公示し、『公示の日から起算して30日を経過した日』で実施することを求める。」

異議の理由が五点、述べられています。

一つ目、「時間額1,900円以上が必要との結果を示した京都総評の最低生計費試算調査(2025年4月)や、3年連続で1万筆を超えた京都総評『最低賃金1,700円への引上げと中小企業支援の抜本的強化を求める』署名に寄せられた労働者の要求に基づき、抜本的な引上げを求める」。

二点目、「とりわけ非正規労働者をはじめとする最低賃金近傍の労働者の生活困窮を救済する観点からも、政府目標である1,500円に直ちに到達すべきである」。

三点目、「中小企業や京都経済の活性化にとっても最低賃金の果たす役割がいっそう求められており、その観点からも大幅な引上げを求める」。

四点目、「答申において『最低賃金は労働者の生存権に関わる重要な問題であり、一刻も早く発効すべき』と労働者代表委員が指摘したように、労働者の生存権保障を第一目的とする最低賃金法に鑑み、発効日について再考し、『一日も早い改定』のために、地域別最低賃金決定後、直ちに公示し、『公示の日から起算して30日を経過した日』で実施すべきである。なお、中賃の目安に関する公益委員見解において、間は少し省略しますが、『発効日についても十分に議論を行うよう要望する』としたことで、全国で目安上乗せと発効日が取引材料とされていることも容認できない」。

五点目、「専門部会が第1回以降非公開のため、審議過程に疑念を抱かざるを得ない。全面公開を求める」という内容になっております。

次に、ユニオンネットワーク・京都から提出された異議申出書です。資料の4ページをご覧ください。

一つ目ですが、「最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し再考を求めます。8月27日の最低賃金を64円引上げて1,122円に改定するとの答申がされた。しかし、その発効日を11月21日としています」ということで、「物価高騰に苦しむ低賃金労働者にとって一日も早い最低賃金の引上げが切望されている中、通常なら10月1日発効のところを52日間も遅らせることは、実質的に引上げ額が14.2パーセント減らされるということであり、64円の引上げは、実際には55円の引下げにしか過ぎないという詐欺的な手法です。厳しく抗議し、再考を求めます」。

二つ目、「最低賃金引上げのための対策は政治の責任です。今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、地方審議会も影響を受けています。石破政権の『2020年代に1,500円』という政策目標との関係でも、64円の引上げは決して十分では

ありません」ということで、少し中略しまして、「『短期間での改定処理が企業に過大な負担』を理由に発効日を遅らせるることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもない筋違いです」。

三つ目、「そもそも最低賃金が低すぎます」として、「最低賃金は、いまや生存権そのものです。2021年以來、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者は、まさに生活を削り、食費を削り、からうじて生存を維持する状況に陥っています。そもそも非正規雇用労働者を増やし続け、低賃金不安定雇用の労働者の存在に依存したビジネスモデルが大きな問題です。早期に最低賃金1,500円を実現すべきです。さらに、ILOが示すように『労働者とその家族の必要』を満たす水準へと引上げを行うべきです」と意見を述べていただいている。

異議申出の内容については、以上のとおりです。

#### ○櫻井会長代理

ありがとうございました。

ただいま2件の異議申出内容について、ご説明をいただきました。簡潔になりますけれども、異議の内容に関しましては、以下の2点であったかと思います。

一点目は、労働者の生活改善には64円の引上げでは不十分であり、さらなる引上げが必要であるということです。

二点目は、生存権保障を目的とする最低賃金法の主旨や物価高に苦しむ最貧困労働者の生活実態から、発効日を公示日から30日経過した日とすること。これを求めるご意見であったと理解いたしました。

ただいま事務局から説明がありました異議の内容につきまして、まずは労使双方からのご意見を求めたいと思っておりますが、それぞれ少しご相談いただく時間を設けたほうがよろしいでしょうか。それとも、このままご意見を述べていただけますでしょうか。

使用者側のほうは。

#### ●沼田委員

このままで大丈夫です。

#### ○櫻井会長代理

労働者側はいかがでしょうか。

●大西（幹）委員

はい。

○櫻井会長代理

わかりました。

そうしましたら、引き続きになりますが、ご意見をお願いしたいと思います。  
使用者側からでよろしいですか。

はい、それでは使用者側からご意見お願いいたします。

■沼田委員

それでは使用者側委員の沼田から意見を述べたいと思いますので、よろしく  
お願いいいたします。

今回提出いただきました異議申出書につきましては、十分拝見をさせていただき、その主旨につきましても真摯に受け止めをさせていただきました。ご主張の賃上げの必要性も十分理解をしております。

ただ、最低賃金の法律から言いますと、生計費に加えまして、賃金の状況、それから企業の支払能力、この三要素を総合的に勘案して決定するというものであります、その点について、この審議会で議論をさせていただいたところです。

本年度につきましては、中央審議会において、生計費を重視した形で目安とする金額が設定されたということも十分考慮いたしまして、京都の審議会においても、そうした内容も含めまして議論を重ねて、今回の金額の決定に至ったと認識しております。

また、発効日についてですが、これは中央審議会において、公益委員の見解として、本年は発効日についても、地方審議会において十分に議論を行うようにとの要望があったところです。

今回の改正ですが、京都におきましても、改正の金額が大幅な引上げになるということもありまして、影響する労働者数が、過去に類を見ないほど非常に多くなる、また、使用者側も負担する金額が例年に比べてかなり多くなるという状況になります。

こうしたことから、まず一点目は、賃金改正事務に相当な時間と労力が必要になることが予想されること。また、二点目は年収の壁です。昨年からこの壁がほとんど変わっていないということもあります、これだけの賃金の引き上げを行うと年末に働き控えをされる方が相当な数になるということが予想されます。

年末の人手不足が問題です。現在の通常状態でも非常に厳しい状況が、年末には人手不足に拍車がかかるということも勘案させていただいて、発効日を遅らせることを使用者側からお願いをして、今回、このような改正に至っております。

このように、本審議会において十分に審議を行ったうえでの決定と使用者側は判断していますので、再審の必要はないと申し上げたいと思います。以上です。

○櫻井会長代理

はい、ご意見ありがとうございました。

では続きまして、労働者側お願ひいたします。

●大西（幹）委員

それでは大西のほうから、発言させていただきたいと思います。

両団体のほうからのご意見につきましては、我々としても真摯に受け止めさせていただきたいと思っております。

前回の審議会の中でも申し上げましたとおり、目安プラス1円の64円という目安を上回る引上額というのは、2015年以降なかったということで、これについては、我々としては評価すべきことと感じております。一方、発効日ですが、最低賃金の主旨からすれば、一日でも早い発効をすべきという労働者側としての認識は変わるものではありません。

しかしながら、我々としては、法定発効も意識しながら議論を行ってきましたが、法定発効よりも遅い発効となつた今年の審議のことを真摯に受け止め、次年度はさらに意識した審議に当たりたいと思います。

本年につきましては、労使双方で議論を重ねてきた結果ということで、答申どおりと考えております。以上です。

○櫻井会長代理

ご意見ありがとうございました。

それでは、公益委員からも意見を申し上げたいと思います。公益委員を代表しまして、専門部会長という立場にありました私、櫻井のほうから、審議経過の説明と意見を述べさせていただきます。

今回、異議申出を出されている二つの団体につきましては、7月31日の第2回本審議会でも意見発表をしていただいております。

専門部会における審議では公益案を出すに当たり、目安を十分に参酌しながら、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、三要素を総合して勘案し、真摯な審議を重ねた結果、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視し、最低賃金が、消費者物価を一定程度、上回る水準である必要があるということ。そして、中小企業を含めた賃金上昇の流れが続いていることなどを考慮して、引上げ額64円、引上げ率6.05パーセントという結論に達しました。

また発効日につきましては、今年度、中央最低賃金審議会の目安答申および公益委員見解におきまして、地方審議会において、公労使の委員間で議論して決定できることを踏まえ、地方審議会で十分審議するようにということが示されました。

そのことを受けまして、当審議会においても真摯な議論を重ねた結果、最低賃金引上げに対応する使用者の準備期間を一定、考慮する必要性が認められると判断いたしました。そうしたことから、発効日を令和7年11月21日とすることが妥当であるという結論に、最終的に至りました。

なお、異議申出書では、答申の中に併記した付帯決議の各要望に対し、評価とご期待を表明していただいたところですが、当審議会としても、今後より一層の賃上げ支援策等が必要であると考えております。

従いまして、以下のような諸点を付帯決議に併記することといたしました。

物価高騰対策の実施、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境の整備、中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げの影響軽減策の実施、年収の壁による就労調整が起こらないような制度の改正、そして、最低賃金の地域間格差による労働力流出の防止、このような付帯決議も、労使にご確認いただきて納得していただいたうえで、公益案を賛成多数で採決をいたしました。

従いまして、公益委員としましても、8月27日の答申内容は妥当なものであるというふうに考えております。

ここまででは、専門部会の会長として、公益委員の立場として意見を申し上げました。

それで、ここからは、今日私は会長代理ということですので、この会議の会長代理として、本日、2団体から最低賃金の改正額および発効日に対して、異議の申出にかかる質問を先ほど受けました。

労使双方から先ほど伺いました意見を踏まえまして、そして公益案の考え方を踏まえまして、意見につきましては、次のようにまとめさせていただきます。

使用者側からは、真摯に異議申出の内容については受け止める。ただ、今年度の議論について、まず金額に関しましては、三要素の中の生計費ということをやはり重視するということが、中央の答申でも示されておりましたので、そういう点も踏まえて議論をしてきた。その結果、64円ということに落ち着いたというご説明でした。

それから2点目ですが、発効日に関しては、先ほど公益案の説明のところでも申し上げましたように、中賃の答申においても、地方で議論するようにということがあり、今年度につきましては、引上げ額も過去に例を見ない高さであるということや、影響が及ぶ人数が多いということから、賃上げにかかる事務に相当な時間がかかることが想定されます。さらに、働き控えが、特に年末の時期にか

けて、人手不足に拍車をかけるという影響が及ぶということで、使用者側から労働者側へ、この発効日を 11 月 21 日に設定するということについて、要請がありました。両者で十分に審議した結果として、今回の発効日の決定に至ったという経緯のご説明がありました。従いまして、今回の答申の内容が適切なものであると考え、こちらで決定するのがふさわしいのではないかというご意見でした。

続きまして、労働者委員からは、異議申出の内容を真摯に受け止めるということでした。しかしながら、今回 64 円という目安プラス 1 円で労使双方が合意に至ったということに鑑みると、目安額を上回る金額で妥結するのは 2015 年以来ということであり、これに関する評価はすべきであると労働者側としても考えているということでした。

それから、法定発効に関する労働者側としての認識は、当初の主張から一貫して変わらず、本来、一日も早く発効するべきものと認識されています。そして、法定発効日よりも遅い日で発効するという結果に至った今年度の審議を真摯に受け止め、次年度の議論に生かしていきたいという表明がありました。

いずれにつきましても、労働者側、使用者側ともに、今回お示ししております案につきまして、十分に審議した結果であることから、8 月 27 日の答申内容で妥当であるというご意見がありました。

公益委員としての意見は、先ほど櫻井のほうから、専門部会長として述べさせていただいたところです。

以上から、本年度の異議申出につきましては、それぞれのお立場から、最賃法の主旨や役割、政府の政策目標、労働者の生活実態を踏まえたご意見をいただいたものと理解しております。

しかしながら、当審議会としましては、先ほどの労使各側のご意見や、審議会におけるこれまでの審議過程を踏まえまして、引上げ額 64 円、発効日令和 7 年 11 月 21 日とする 8 月 27 日の答申のとおり決定することが適当と考えております。

いかがでしょうか。こちらの提案につきまして、お認めいただけますでしょうか。異議はございませんでしょうか。

### ●■○各側委員

(異議なし)

### ○櫻井会長代理

それでは、本審議会におきまして、全会一致により、8 月 27 日の答申のとおり決定することが適当であると確認させていただきました。

この内容で、事務局のほうで答申文の案の作成をお願いいたします。

○川部賃金室長

それでは、別室で答申文案を作成しますので、作成までの間、しばらくお待ちください。

(文書作成中)

(会長代理へ答申文案の内容について確認依頼)

○櫻井会長代理

確認しました。これでお願いいたします。

(答申文案配布)

○櫻井会長代理

お待たせいたしました。それでは、事務局から答申文案の読み上げをお願いいたします。

○川部賃金室長

それではお配りした答申文案を読み上げさせていただきます。

答申文（案）

京賃審発第18号

令和7年9月12日

京都労働局長 角南 巖殿

京都地方最低賃金審議会 会長 岩永 昌晃

令和7年度京都府最低賃金の改正決定に係る京都地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和7年9月12日、貴職から、令和7年8月27日付け京都府最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する京都地方労働組合総評議会及びユニオンネットワーク・京都からの異議申出に関し、意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

異議申出の内容については、既に十分調査審議済みであり原意見（令和7年8月27日付け京賃審発第17号「令和7年度京都府最低賃金の改正決定について（答申）」）のとおり決定することが適当である。

以上となります。

○櫻井会長代理

ありがとうございました。

答申文の内容につきまして、ただいまの内容でよろしいでしょうか。

●■○各側委員

(異議なし)

○櫻井会長代理

では、異議がないようですので、(案)をとて局長に答申したいと思います。

事務局でよろしくお願ひいたします。

○川部賃金室長

それでは、別室で答申文を作成しますので、作成までの間、しばらくお待ちください。

(文書作成中)

(会長代理から局長あて答申文手交)

○川部賃金室長

それでは労働局長から、一言ごあいさつを申し上げます。

●角南労働局長

それでは、ひとこと御礼を申し上げたいと思います。

京都府最低賃金の改正に関する異議申出につきましては、ご審議のうえ、ただいまご答申をいただきました。ありがとうございました。

さる7月17日に改正諮問をさせていただきまして、約2か月の間にわたるご審議を本日で終了していただくことになります。

今後でございますけれども、9月25日に官報公示、そして11月21日に発効する予定ということになります。

京都労働局としましては、官報公示後、この京都府最低賃金の改正額の周知、そして賃上げ支援策につきまして、広く周知・広報に努めてまいりたいと考えております。

大変お忙しいところ、そして、例年に比べ非常に長い期間、真摯にご審議いただきましたことにつき、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

簡単ではございますけれど、私の御礼のあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○櫻井会長代理

本日予定しておりました議事は、以上となります。

事務局から連絡事項がありましたら、お願ひいたします。

○川部賃金室長

本日もご審議ありがとうございました。

次回の本審は、先送りとなっている特定最低賃金の必要性の有無に係る決定を行うため、すでにご案内させていただいているとおり、10月6日（火）午後4時から、第5回本審を開催しますので、各委員のご出席をよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

○櫻井会長代理

それでは、本日の審議会は以上で終了とさせていただきます。

長期間に及ぶ地賃のご審議、大変、皆様、ご苦労様でした。どうもありがとうございました。